

令和5年度 食材王国みやぎ 地域食材発掘・販路拡大事業実施要項
(県庁1階食材王国みやぎ地産地消展示・即売会)

宮城県農政部食産業振興課

1 目 的

(1) 「食材王国みやぎ」の推進の一環として、「地産地消の日」のPRや県内食材の発掘と情報発信を行う。

- ・ 「食材王国みやぎ 地産地消の日」の普及・定着を図るため、より効果的に理解を得られるよう、地産地消の実践の場である本事業の実施会場でPRする。
- ・ 地域の特色ある食材を発掘し、その魅力をより多くの県民に紹介し、新たな販路の拡大につなげるため、県庁行政庁舎1階玄関ホールで展示・即売を実施する。

(2) 食品表示の確認

- ・ 展示・即売する商品の食品表示について、実践的に学ぶ場として活用する。

2 主 催

宮城県 (担当：農政部 食産業振興課)

3 事業期間

令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(金)まで

4 実施場所

県庁行政庁舎1階玄関ホールの一画 (別紙図面参照)

5 実施内容

(1) 展示・即売会を実施できる団体等 (以下、「実施主体」という。)

市町村 (単独、広域又は複数)、県の機関

※ 広域及び複数で実施する際は、単日各市町村で実施するのではなく、同日複数市町村で実施するよう努めること。

(2) 展示・即売物

展示・即売物は、次の要件を満たすこと。

イ 展示・即売物は、県内に主たる事業所を有する事業者等の商品で、**事前に展示・即売品として届出した以下の商品**に限る。

(イ) 生鮮食品

(ロ) 加工食品 (酒類含む)

(ハ) 宮城県伝統的工芸品

(二) 市町村PRキャラクター商品

(ホ) (ハ) 及び (二) に類する商品 (市町村等が推奨する認定品等)

- ロ 展示・即売する生鮮食品及び加工食品（酒類含む）は、実施主体（市町村等）が管轄する地域で生産若しくは製造の最終工程が行われたもの、又は実施主体（市町村等）が管轄する地域の事業者等が企画し、当該地域で生産された原料を使用して製造されたものであること。
- ハ 展示・即売する宮城県伝統的工芸品及び市町村 P R キャラクター商品等は、実施主体（市町村等）が管轄する地域に関連する商品であること。なお、展示・即売面積は折りたたみテーブルの半分（120 cm×75 cm）以内とする。
- 二 展示・即売物は、食品表示法、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法その他関係法令に定める規定に違反していないものであること。
- ※ 食品の販売に当たっては、事前に『仙台市保健所青葉支所（青葉区役所内）』へ食品衛生法に基づく営業届を提出すること。（一部の届出対象外営業者を除く）
- ※ 酒類の販売に当たっては、事前に仙台北税務署から期限付酒類小売業免許を受けること。
- ※ 冷凍品・冷蔵品等温度管理が必要な食品の販売に当たっては、冷蔵庫や冷凍庫等を持ち込み、適切に温度管理を実施すること。

（３）実施日程

- イ １週に１実施主体（市町村等）の実施を原則とする。
- ロ 以下の要件を満たす日程での実施を原則とする。
 - （イ） 連続する２～５日間の日程とする。ただし、県民ロビーコンサート開催日など、実施場所の都合により実施できない日は除く。
 - （ロ） 木曜日及び金曜日を含む日程とする。ただし、木曜日または金曜日が閉庁日等の場合は、あらかじめ県が指定する２日間を含む日程とする。
- ※ 災害や感染症まん延等により本事業の実施が困難と判断された場合や県庁行政庁舎 1 階玄関ホールにおいて、他事業の行事（各種イベント、結団式等）が実施される場合等は、実施中止となる場合がある。

（４）実施時間

- イ 午前１０時から午後２時までの販売を原則とする。
- ロ 午前１０時までに販売準備を整えること。
- ハ 午前１０時前の販売は行わないこと。
- 二 準備と後片付けを含めて午前９時から午後３時までの実施とする。

（５）会場使用料

無料

（６）使用可能な備品等

使用可能な備品等は以下のとおりとする。なお、備品等（のぼり・チラシスタンドを除く）は『7.8m×2.5mの範囲』に収まるように設置すること。

- イ 貸し出し可能な備品
 - （イ） 折りたたみテーブル（大）：２台（240cm×75cm）
 - （ロ） C L T 販売台：３台（上段 150cm×51cm, 下段 150cm×65cm）
 - （ハ） ワゴン（大）：１台（150cm×74cm）

- (二) ワゴン (小) : 1 台 (90cm×74cm)
- (ホ) 折りたたみ椅子: 2 台 (44cm×51cm×74cm)
- (ヘ) のぼりポール, スタンド: 2 組
- (ト) チラシスタンド: 1 台

※ 貸出備品は, 毎日, 実施主体 (市町村等) で地下倉庫から運び出し設置すること。

ロ 持ち込み可能な備品

(イ) レジスター

(ロ) 冷凍・冷蔵庫

※ 電気容量 1, 200W 以内でかつ指定された実施場所内に設置できるものに限る。

※ 持ち込み備品は毎日持ち帰ること。

※ ポスター等の掲示用パネルについては, 事前に相談すること。

6 実施条件

実施に際しては, 以下の条件を厳守すること。

なお, これらの条件が遵守されない場合には, 期間中であっても, 直ちに展示・即売を中止させることとなるので, 十分留意すること。

(1) 本要項の 1 に記載のとおり, 本事業は「食材王国みやぎ」の推進の一環その他の行政目的で開催するものであり, 単なる販売の場の提供ではないので, 事業目的を十分認識の上, 実施すること。

宮城県産農林水産物, またはそれらを原材料とした加工食品の販売をできる限り行い, 地産地消の推進に努めること。

(2) 実施主体 (市町村等) は自らの職員の中から運営責任者を選任 (実施主体が市町村の場合は市町村の職員, 県の機関の場合は県の職員) し, 実施場所において次のイからハまでの役割を担わせること。

なお, 広域及び複数市町村で実施する際は, 当該市町村間で調整すること。

イ 展示・即売会の運営全般に対する管理指導

ロ 観光・イベント等の地域PRの推進

ハ HACCPに沿った衛生管理及び食品表示の適正化に対する管理指導等

※ 運営責任者は, 事前提出した展示・即売商品一覧と実際の商品が合致しているか確認すること。

※ 展示・即売商品の食品表示について, 県で記載内容の確認をする場合があるので, 運営責任者は立ち会うとともに, 指摘事項があった場合には, 責任を持って関係者へ周知徹底を図ること。なお, 指摘を受けた事業者が再度出展する際は, 当該指摘事項が改善されたか予め確認すること。

(3) 展示・即売会当日は, 別紙『展示・即売に関する注意事項』を遵守すること。

(4) 本事業は, 「県政だより」や県ホームページなどを通じて県民に事前告知をすることから, 災害その他のやむを得ない場合を除いて日程の変更や中止を認めないので, 留意すること。

7 実施手続きのスケジュール

日 程 等	手 続 内 容
実施日 前月上旬	実施までのスケジュールや必要な書類等について、食産業振興課から実施主体宛てに電子メールで通知
2 週間前	イベント企画書・県庁行政庁舎 1 階玄関ホール使用届出書・展示即売商品一覧・実施レイアウト図を食産業振興課宛てに電子メールで提出
終了後 1 ヶ月以内	展示・即売会の実績を食産業振興課宛てに電子メールで提出

※ 酒類販売が伴う場合は、あらかじめ仙台北税務署から期限付酒類小売業免許を受ける必要があり、それに伴いイベント企画書・行政庁舎 1 階玄関ホール使用届書の提出はイベント実施の 4 週間前までと大幅に早まるので留意すること。

8 参考事項

食品表示法に関すること

- 令和4年4月1日から、全ての加工食品（輸入品を除く）の重量割合が最も高い原材料の原産地表示が義務付けられています。

（参考）消費者庁ホームページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/index.html#business

- 令和5年4月1日から、遺伝子組換え表示制度が変わります。（任意表示の変更）

（参考）消費者庁ホームページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genetically_modified/

食品衛生法に関すること（令和3年6月1日から全部施行）

- 令和3年6月1日から、原則、全ての食品等営業者にHACCPに沿った衛生管理が求められています。
- 令和3年6月1日から、営業届出制度が施行されました。県庁1階市町村等地場産品展示・販売会に出展する場合は、一部の届出対象外営業者を除き、事前に『仙台市保健所青葉支所（青葉区役所内）』へ届出をする必要があります。これまで許可・届出が不要であった完成品（包装品）や弁当・総菜、野菜果物等の販売も届出対象になりますので注意してください。

（参考）厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html>

厚生労働省の食品衛生申請等システム

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>